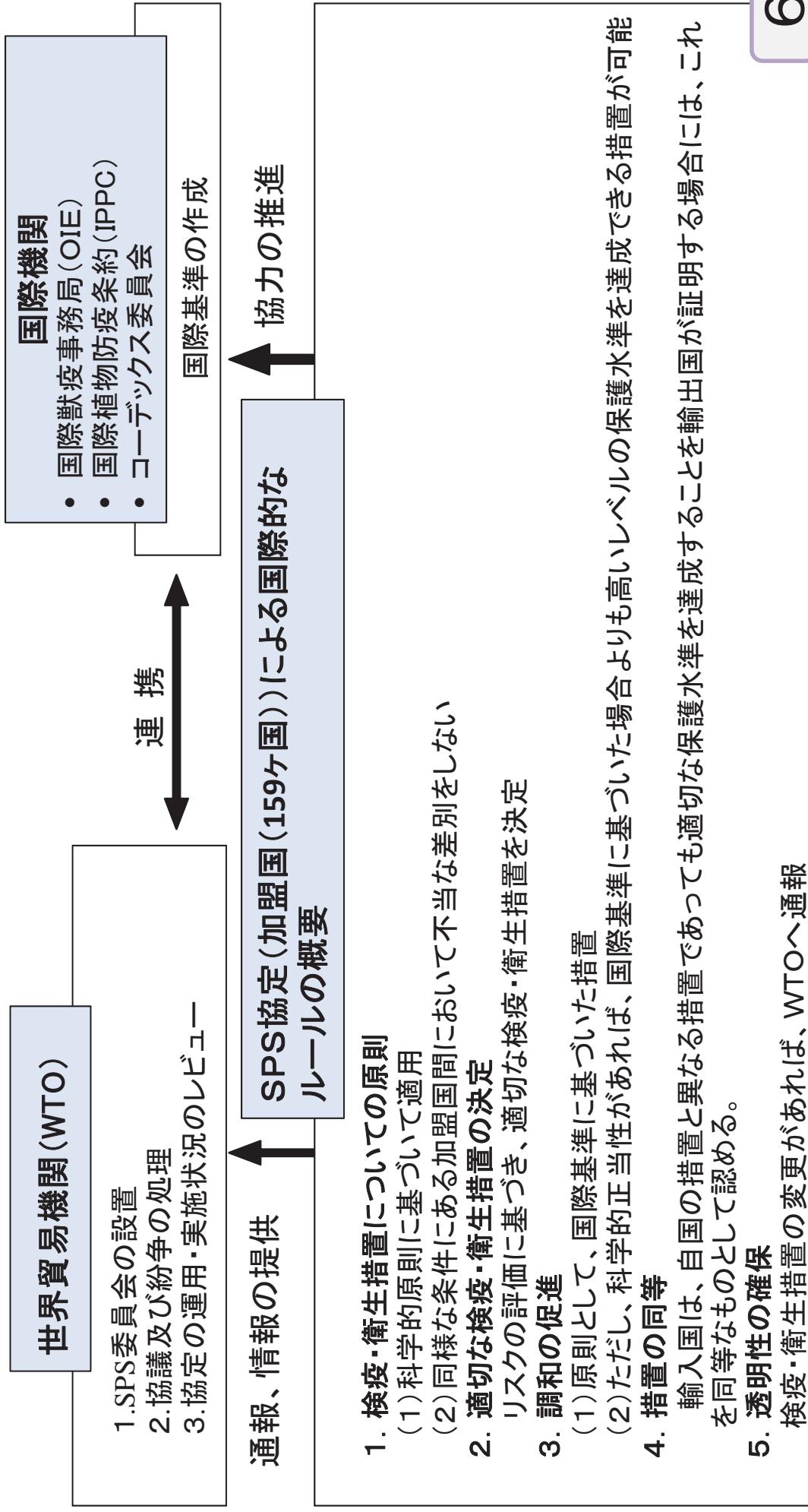


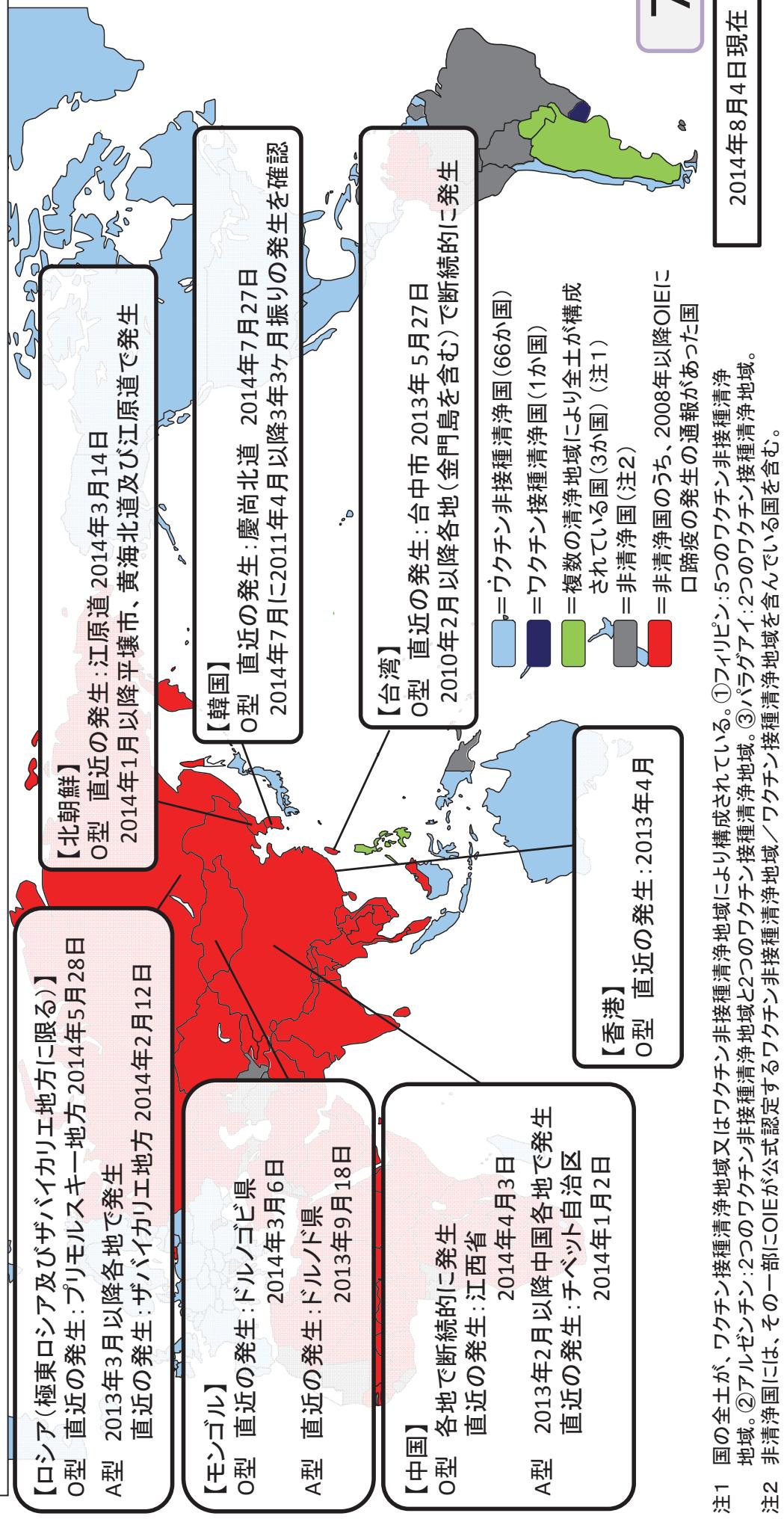
動植物検疫制度にに関する国際的ルール(WTO/SPS協定)

- 動植物検疫措置は、WTO/SPS協定に基づき、国際的なルールに沿って実施することが原則。
(SPS協定：衛生植物検疫措置の適用に関する協定)
(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)



近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 本病は中国、台湾等の近隣アジア諸国で断続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要な観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。



○ 過去の発生事例 (平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置)

○ 過去の発生事例

- ・ 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- ・ 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分:87,094頭)。
- ・ この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。

